

高血圧・糖尿病・脂質異常症の患者様へ

診療報酬改定に伴い、令和6年6月1日より、高血圧・糖尿病・脂質異常症の患者様は、これまで算定していた「**特定疾患療養管理料**」から「**生活習慣病管理料**」への算定へ移行となり、個人に応じた療養計画書を基に専門的・総合的な療養管理を行います。

定期受診時に療養計画書により説明を受けた後、同意書にサインを頂きます。移行に伴い、窓口負担額についてもこれまでの金額から変更となりますのでご了承ください。

<対象>

高血圧、糖尿病、脂質異常症を主病として、当院を通院されている患者様（ただし、在宅自己注射指導管理料等を算定している方は除く）

<開始期間>

令和6年6月1日

<療養計画書の発行頻度>

1～4か月に1回